

令和4年4月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和4年4月27日(水) 開会 15時00分 閉会 15時40分

2 場 所 福井市役所8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 木村 敦子
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代

<事務局職員>

教育部長 林 俊宏
少年対策参事官 松倉 伸雄
教育次長 坂下 哲也
図書館統括館長 小倉 敏之
教育総務課長 諏訪 光宏
学校教育課長 坪川 修一郎
保健給食課長 木下 武明
生涯学習課 山本 桂一郎
青少年課長 松田 玲子
スポーツ課長 塩見 伸治
文化財保護課長 天谷 賢一
図書館長 中野 裕三
みどり図書館長 井土 博之
桜木図書館長 嶋津 康弘
調整参事 竹内 稔彦
教育総務課 副課長 新井 敏男
教育総務課 課長補佐 廣部 嘉寛
教育総務課 主幹 内田 佳邦

4 議 題

議 案

第1号議案 福井市社会教育功労者表彰について

第1号報告 専決処分(福井市結核対策委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて

報 告

- (1) 令和4年4月 福井市教育委員会事務局職員の異動について
- (2) 令和4年4月 福井市教育委員会事務局に勤務する教職員について
- (3) 福井市生涯教育施設の使用料に関する規制の一部改正について

5 議事の経過

- (1) 開会、異動職員（副参事以上）のあいさつ
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 会議録署名委員の指名 春木 伸一 委員 宮郷 美千代 委員
- (4) 議事の要旨

| | |
|-----------------|---|
| 教育長 | まず、第1号議案 福井市社会教育功労者表彰について、事務局から説明を求める。 |
| 事務局 (生涯学習課長) | 社会教育功労者表彰は、教育委員会表彰規則第2条第1項の規定に基づき、社会教育の振興に貢献し功績のあった方を表彰するものである。 表彰式については、例年10月に実施しているが、PTA関係については、5月の福井市PTA連合会の総会にて表彰するため、4月の定例教育委員会で審議をいただいている。 今年度の表彰について、PTA連合会から13人の推薦があり、PTA連合会や単位PTAの役職を3年以上勤めるなどの表彰基準を満たしているため、全員を表彰したいと考えている。 |
| 教育長 | ただ今の説明について、御意見、御質問等があれば願います。 |
| 春木委員 | これは、市長表彰も一緒に行うのか。 |
| 事務局 (生涯学習課長) | 市長表彰は、秋の表彰で行う。5月のPTA連合会の総会に教育長が来賓で出席するため、例年、PTA関係の表彰はその場で行っている。 |
| 教育長 | それでは第1号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。 — 異議なしの声 — |
| 教育長 | 第1号議案について原案のとおり承認することとする。 |
| 教育長 | 次に第1号報告 専決処分 福井市結核対策委員会委員の委嘱の承認を求めることについて、事務局より説明を求める。 |
| 事務局 (保健給食課長) | 福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行ったので、これを報告し承認をお願いするものである。 この委員会は、小中学校における結核対策の管理方針を検討し、結核対策を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項の調査審議に関する事務を担う機関として設置されているものである。 委員は7名、委嘱期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの |

| | |
|-------------------------|--|
| | 1年間である。 |
| 教育長 | ただ今の説明について、御意見、御質問等があれば願います。 — 特に意見なし — |
| 教育長 | それでは第1号報告について、報告のとおり承認することで御異議ないか。 — 異議なしの声 — |
| 教育長 | 第1号報告について報告のとおり承認することとする。 |
| 教育長 | 次に、報告（1）福井市教育委員会事務局職員の異動について、事務局から説明を求める。 |
| 事務局 （教育部長） | 今回の異動により、他の所属から教育委員会事務局に異動があった副課長以上の職については、7人である。 教育委員会事務局の職員数について、令和3年度は233人に対し、令和4年度は212人ということで、21人の減となっている。 参考までに、福井市全体としては、令和3年度が2,268人、令和4年度が2,275人となっており、7人の増となっている。 次に、教育委員会の所属別の増減について、学校教育課は、学校規模適正化に向けた地域との協議や関係機関との調整が必要なことから、1人の増となっている。教育総務課は、施設技師の退職等に伴い3人の減、保健給食課は、調理技師の退職等に伴い7人の減、スポーツ課は、インターハイやオリンピック・パラリンピックの終了に伴い5人の減となっている。 |
| 教育長 | ただ今の説明について、御質問等があれば願います。 |
| 春木委員 | 令和4年は21人の減だが、令和2年から3年にかけては増えていたのか。 |
| 事務局 （教育総務課 課長 補佐） | 令和2年から3年にかけても減っている。合計では22人減少しており、少年自然の家の指定管理者制度、図書館の委託関係、施設技師、幼稚園教諭、調理技師などが減少の理由である。 |
| 教育長 | 教育委員会事務局というより、調理技師や施設技師の退職、幼稚園教諭も幼稚園が休園になり、こども園へ異動していることが減少の理由である。 今回、一番大きいのは、スポーツ課が5人減少したことか。 |
| 事務局 （教育部長） | 調理技師についても、減少した分は民間委託を取り入れながら給食調理業務を維持していけるよう対応している。 |

| | |
|-----------------|---|
| 教育長 | 職員の数としては減少しているが、委託等を活用しているため、現在のところ問題ないと考えている。 |
| 教育長 | 次に、報告（２）令和４年４月 福井市教育委員会事務局に勤務する教職員について、事務局から説明を求める。 |
| 事務局 （学校教育課長） | このたびの定期異動により、新たに２人の教職員が着任した。 併せて、令和３年度末の退職教職員についても報告する。定年退職５７人、勸奨退職８人、計６５人となっている。例年、４月末に退職教職員感謝状贈呈式を開催しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年と同様、式典を開催せず、感謝状の送付をもって対応する。 |
| 教育長 | ただ今の説明について、御質問等があれば願います。 — 特に意見なし — |
| 教育長 | 次に、報告（３）福井市生涯教育施設の使用料に関する規則の一部改正について、事務局から説明を求める。 |
| 事務局 （生涯学習課長） | 福井市生涯教育施設の使用料に関する規則は、教育委員会ではなく市の規則であり、３月に改正を行ったため、今回、報告させていただくものである。 この生涯教育施設は、旧美山町が廃校となった小学校を生涯教育施設として貸館事業に活用していたもので、合併後、福井市が引き継いだものである。 合併の際、使用料について、条例第９条で「利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部または一部を返還することができる。」と定めている。 しかし、改正前の規則第４条では返還の方法のみ書かれており、返還の基準や金額についての規定がなかった。 そのため、施設の適切な運営を図るため、使用料の返還基準や金額を規則に定めることとした。 改正した規則については、４月１日より施行しているところである。 |
| 教育長 | ただ今の説明について、御質問等があれば願います。 |
| 教育長 | 下味見小学校跡地も生涯教育施設か。また、利用はされているのか。 |
| 事務局 （生涯学習課長） | 下味見小学校跡地も生涯教育施設である。しかし、昨年、一昨年と新型コロナウイルスの影響で、利用されていない。 |

| | |
|-----------------|---|
| 教育長 | 他に何かないか。 |
| 教育長 | それでは報告を終了し、その他について、まず、北部地区の学校整備について、説明を求める。 |
| 事務局 (教育総務課長) | <p>北部地区の学校規模適正化にかかる新中学校の整備の進捗状況について説明する。まず事業用地37,000㎡については、現在仮契約を締結しているところで、6月議会で承認された後、本契約となる予定である。</p> <p>また、学校建設に関する設計については、令和5年9月までに設計を完了すべく、設計事業者のプロポーザルを4月25日に公告し、7月中旬には決定する予定である。</p> |
| 教育長 | 次に、ウクライナからの避難者について、事務局より説明を求める。 |
| 事務局 (学校教育課長) | 現在、ウクライナから1家族が福井市へ避難している。福井市在住者の親戚にあたり、そのうち小学生の子については、市内の小学校を見学のうえ就学する予定である。就学後についても、ウクライナ語での対応は難しいが、市の国際室の協力を得て日本語の初期指導を行う予定である。今後の学習に関して課題も多いが、保護者とも相談し、県とも協議しながら受け入れたい。 |
| 教育長 | 避難の期間は未定であり、今後も避難者の受け入れがあるかもしれない。学校だけでなく、生活全般のサポートについては、全庁的な課題であると考えている。 |
| 教育長 | 次に、区民スポーツ大会、市民スポーツ大会について、事務局より説明を求める。 |
| 事務局 (スポーツ課長) | <p>区民スポーツ大会は、春43地区、秋6地区が開催している。令和4年度、春は清明地区のみ開催、他の42地区は中止となった。清明地区についても、例年のような開催ではなく、マラソン大会のみを開催する。秋の6地区については、現在のところ未定である。</p> <p>次に、市民スポーツ大会について、こちらは県の特別警報が発令されない限り、実施する方向で進めている。ただし、教育委員に出席いただいている総合開会式は中止とする。</p> <p>各競技団体の感染対策のもと、30競技を開催する予定である。ただし、県の特別警報が発令された場合は、それ以降の競技は中止する。</p> |
| 教育長 | 春の区民スポーツ大会を中止した地区は、秋に延期したりしないのか。 |
| 事務局 (スポーツ課長) | 秋への延期を検討している地区は10地区（松本、和田、安居、清水西、清水東、清水北、大安寺、上文殊、文殊、東郷）である。 |

教育長

他になければ、最後に事務局から次回の日程についてお願いします。

事務局
(教育総務課 課長
補佐)

次回の定例教育委員会について、5月25日(水)15時から、場所は福井市役所8階第3委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。

教育長

以上をもって会議を終了する。

令和4年5月23日

署名委員 春木 伸一

署名委員 宮郷 美千代

会議録作成職員 内田 佳邦